

平成23年第9回教育委員会

臨時会会議録

平成23年8月9日

東久留米市教育委員会

平成23年第9回教育委員会臨時会

平成23年8月9日(火) 午前8時50分開会

本庁舎7階 701会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (2) 平成23年度東久留米市一般会計(教育費)本予算(案)について
 - (4) 「平成23年度(22年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」の策定について
 - (5) 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について
 - (6) その他
 - (7) 諸報告
 - ①「東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアル」の改訂について
 - ②平成23年第4回市議会臨時会について
 - ③その他
 - 市内の空間放射線量の測定について
 - 東京国体の準備状況について

出席委員(5名)

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	生 涯 学 習 課 長 山 下 一 美
学 校 適 正 化 等 担 当 課 長 師 岡 範 昭	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統 括 指 導 主 事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 間 嶋 健	指 導 主 事 大 竹 順 子
財 務 部 長 沢 西 晋 之	財 政 課 長 下 川 尚 孝

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 小 野 塚 将 志
-----------------	-----------------

◎開会及び開議の宣告

- 委員長 これより平成23年第9回教育委員会臨時会を開会する。本日は全員出席であり会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。なお、本日は議案第35号の説明のために、財務部長と財政課長にご出席いただいている。

(午前8時50分)

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日の会議録の署名委員は4番矢部委員に願います。

◎会議録の承認

- 委員長 6月7日に開催した第6回定例会及び6月24日に開催した第8回臨時会の会議録については既にご確認いただいているので、よろしければご承認をいただきたい。異議なしと認め、いずれの会議録も承認された。

第7回定例会の会議録については、後刻配布するのでご確認願いたい。

◎公開しない会議の宣告

- 委員長 議案第36号は人事案件のため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいのでお諮りする。公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議とする。

◎本日の議事の進め方

- 委員長 これまで人事案件は最初に審議する形を執っていたが、本日はお忙しいところを財務部長と財政課長にお越しいただいているので、議案第35号の審議を先に行い、続いて、第36号の人事案件に入らせていただきたい。

◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴の方はいらっしゃるか。
○総務課長 いらっしゃらない。
○委員長 おいでになったらお入りいただくこととする。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第2、「議案第35号 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）本予算（案）について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
○教育長 「議案第35号 平成23年度東久留米市一般会計（教育費）本予算（案）について」、上記議案を提出する。平成23年8月9日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により市長に教育委員会の意見を述べる必要があるためである。詳細については財務部長から説明願いたい。

○財務部長 去る7月29日に決定した「平成23年度一般会計予算原案」について説明する。資料は既に議案として送付したものが2種類、追加で本日配付したものが1種類あるのでご覧いただきたい。

このたびの予算原案については、3月と6月の2回の定例会における「予算案否決」という議会での厳しい判断を受けて編成したものである。その際、議会から受けた事項の精査、東京都等の補正予算への対応、平成22年度決算を踏まえた予算上の整理などを主な内容として編成を行っている。主な内容については、別表でお配りした「参考資料」をご覧いただきたい。この表は6月議会に提案した年間通年予算案と、今回の提案の比較をしたものである。歳入面では地方交付税が7月に決定されたことを受けて、地方特例交付金と市債の欄にある臨時財政対策債の数字がセットで国から示されたので、その整理を行っている。また、後ほど説明する事業の追加等により、国庫支出金及び都支出金の補助金等の整理を行っている。また、財産収入についてであるが、旧保健福祉センターについては3月議会と6月議会へ「売却」という形で提案したが、今般、旧保健福祉センターの解体工事が年度内に終わらない見込みのため、それに伴う歳入4億870万円については減額して提案する。なお、この減額分の財源については地方交付税等の増額で補う。

次に歳出であるが、主なものは総務費の過年度分の償還金である。これは各部署において昨年度の補助金等の精算が行われる際に、返還しなければならない返還金である。また、財政調整基金は剰余金の2分の1を下回らない額の5億4,400万円の積み立てを行うものである。また、災害用備蓄用品の購入なども行っている。さらに、市長の政策事業として行う予定であった「仕分け市民会議に係る経費」については年度内に仕分けの結果が反映できないため、今回は計上しないこととした。民生費では、「私立保育園施設整備費補助金」がある。前沢幼稚園の設置者から「認定こども園」を設置するという申請が出ており、新設に対する補助金額を増加させた。また、滝山しおん保育園についても当初計上していたが、東日本大震災を受けてソーラー発電設備の設置に対する国庫補助が認められることから、その部分の増額を図っている。市立保育園の耐震診断については、さいわい保育園及びはくさん保育園の2園について、東日本大震災の状況を踏まえ、設置者責任ということから耐震診断を行う予算化をしている。なお、耐震結果については、来年の夏ぐらいに出ると聞いている。

「私立幼稚園就園奨励特別補助」についてであるが、これは東日本大震災のために市内に一時避難されている方々に対して、私立幼稚園に就園するときに必要な住民票等を住民登録がなくても交付できるという国の制度ができたため、それに対応する予算である。後期高齢者医療特別会計繰出金については、今般、補正予算で計上するため、歳出減としている。衛生費については「がん検診推進事業委託」ということで、大腸がん検診も国からの追加事業という指示があったため、事業化を図っている。みどりの基金積立金については昨年度の決算の中に含まれている、積み立てができなかった分を、今回、繰り越しされた財源の中から積み立てる。商工費は「地域資源活用事業」の増で、柳久保小麦を活用した新製品事業などの開発を行うもので、すべて自治総合センターからの200万円の補助金により行う事業を追加している。土木費については、「特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金」がある。市内の都道・新青梅街道・小金井街道・所沢街道に面して大きな地震が発生し、倒壊して道路をふさぐ危険性があり、昭和56年以前の旧の耐震基準で建てられたものについては国が3分の1、東京都が3分の2という全額特定財源を充てる事業の追加をしている。上

の原地域の「用途地域等変更計画策定業務委託」は企業誘導等の支援業務委託の結果が年度内に見えないことから事業執行できないため、予算計上を見送った。教育費については教育委員会からの要望を受け、第三小学校の外壁改修工事の実施設計委託、また、学園町のゲートボール場付帯設備移設工事の予算化を図った。全体では6月提案時と比べ、7億4,570万7,000円の増となっている。そのほか、教育委員会に係る予算については事務局と調整し、必要とされる事業については反映した。続いて、本日追加資料として配付した資料について、財政課長から説明する。

○**財政課長** 資料の「平成23年度主な事業一覧」をご覧いただきたい。「暫定予算未計上事業」の中段に付してある○印について説明する。教育部総務課の所管になるが、「外壁改修工事実施設計委託」を新規に計上している。第三小学校の外壁がクラック等により老朽化が激しく、建物の延命を図るために計上したものである。「プール排水公共下水道接続工事」については第一小学校のプール授業の終了後に工事を開始するので、計上するものである。

「プール改修工事」も同様であるが、第二小学校と第六小学校で濾過（ろか）器の改修を行う。「防火シャッター危険防止装置の設置工事」は第九小学校・第十小学校・南中学校で計上している。「フェンス改修工事」は南町小学校のフェンスが昨年度に倒壊したので改修するものである。続いて、学務課の所管になるが、「就学援助費」は当初から暫定予算に計上していたが、東日本大震災により被災されて本市に来られた児童・生徒のうち経済的理由から就学困難者の方に対して、国庫補助100%で支援する。小学校5,126万8,000円のうち53万3,000円を増額し、中学校についても同様に12万4,000円を増額するものである。

続いて、指導室の所管になるが、「言語能力向上推進事業」の事業費は59万9,000円で、都費100%を財源とする。実施は研究校の第三小学校である。学校図書館に司書を配置して図書館利用の促進を図り、教職員には勉強会も実施していくものである。また、記載はしていないが、「コアサイエンスティチャー活用事業」を当初3万円で計上して実施しているが、ここで都の委託金として25万4,000円が100%補助されることになった。本予算の議決後、10月以降に教科研究会を2回開催し、教員の指導を行っていくことになる。

続いて、生涯学習課の所管であるが、「東京国体開催準備」として実行委員会補助金115万円が計上されている。当初は視察費も含め総額35万円で計上していたが、今回、都から補助が出ることになり115万円を増額している。これは国体普及啓発事業として都の補助金を活用して行うもので、本市で開催する山岳競技の普及啓発を、10月開催の市民みんなの祭りの際にイベント会場にコーナーを設置してグッズ等を配布し、PRしていくものである。なお、掲載はしていないが、新規で、学園町のゲートボール場の付帯設備の移設工事を計上している。相続により、借り上げていた土地の一部を返還することになり、フェンス・水道管等の工事を行う。以上が、新規事業として実施していくものである。

○**委員長** 特に何うことはないようなので、この後、私どもで話し合い、何か意見等が出たら改めてお伝えしたい。

(財務部長と財政課長は退席)

○**委員長** 説明を受けたところで、改めて何か何うことはあるか。ないようなので、これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を省略し、採決に入る。「議案第35号 平成2

3年度東久留米市一般会計（教育費）本予算（案）について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第35号は承認することに決した。

（公開しない会議を開催）

（公開しない会議を閉じる）

◎議案第37号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第4、「議案第37号 平成23年度（平成22年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」、教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第37号 平成23年度（平成22年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」、上記議案を提出する。平成23年8月9日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その報告書を議会に提出するとともに公表することが義務づけられたためである。詳細については総務課長から説明する。
- 総務課長 この報告書の作成に当たっては教育委員会定例会または協議会等において重ねてご審議いただいていた。前回、7月12日の定例会において最終案の確認をお願いし、その後、2名の有識者のご意見についてもご確認いただいたが、本日は議案としてご審議いただきたい。
- 委員長 何か何うことはあるか。
- 教育長 各委員のご意見を伺う前に、総務課長から訂正箇所全般について、説明させていただきたい。
- 総務課長 何点か訂正事項があるので報告する。8ページ上段の「小・中学校施設の耐震化事業としては～」以下の記述であるが、22年度に終了している事業については「行った」という過去形にし、さらに、関連する「課題・評価」の表現についても訂正する。また、38ページの宮下先生からご意見と、43ページの「基本方針2 確かな学力の育成」のところで一カ所ずつ文言の訂正を行いたい。
- 委員長 31ページの基本方針5の「社会参加の仕組みなどの整備の推進」のところであるが、文化協会に委託料1,027万円云々、さらに活動費の補助90万円とある。この決算報告や監査についてはどのように行われているのか。
- 生涯学習課長 文化協会等に委託している事業については各事業が終了した時点で報告書等を聴取し、内容を点検している。
- 委員長 民間委託をすることで効率が上がってきているのは結構だと思うが、任せっぱなしにしないことがわれわれの大事な責任である。監督責任は委託する側にあるという意味で、十分チェックをしていく必要があることを申し上げておきたい。
- 33ページの「①学校等の施設開放と活用の推進」のところで、「今回の調査からは利用の有無を問わない」とあるのはどういう意味か。
- 総務課長 実際に利用した件数も把握はしているが、今回から、申請時点での件数を「許可

件数」として報告していくということである。注意書きについては、とらえ方により前回と数字が変わってきているので、説明を加えたものである。

○委員 実際に利用した件数ではなく、許可時点での件数に変えたということが分かれば良いので、表現を変えたらどうか。

○総務課長 表現については工夫する。

○委員長 34ページの図書館の事業にかかる「課題・評価」のところで、「図書館の基本である蔵書の充実のためにも、書架の増設が必要である」という指摘がある。「必要である」と報告書で提言していることについては先へ向けてぜひそうしてほしいと思うが、設置するに当たっての空間や財政面についての見通しはどうか。

○図書館長 確かに、図書館には設置できるだけの空間の余裕はない。また、場所を確保して増設するにしても、予算的な面で厳しい。ここに書いた根拠であるが、中央図書館にある視聴覚ホールや集会室など一般貸し出ししている部分がある。これらの場所を図書館本来の目的のために有効活用することとし、一般の開架スペースに変更できるのではないかと考えたことによる。図書館としてはその方向で希望していきたい。

○委員長 このことは、中長期的にかなり前向きに考えていく必要がある。市史のための材料なども、早い時期から相当丹念に用意していかなければならない。視聴覚ホールは小さい会合などを開催するには大変便利に使われているようであるが、図書館としてはあそこも書架で埋めていきたいということである。図書館としては場所があれば本は残しておきたいところであろうが、毎年、本を放出せざるをえない現状がある。われわれも図書館行政と一緒に考えるべく努めていきたい。

これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第37号 平成23年度(平成22年度分)東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の策定について」を採決する。賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第37号は承認に決した。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、採決

○委員長 日程第5、「議案第38号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第38号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成23年8月9日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、市立第四小学校閉校後、市立第六小学校と市立神宝小学校に統合し、新たに調整区域を設ける必要があるため。また、その他、新たに市立第五小学校から市立第二小学校への調整区域を設ける必要があるためである。詳細については学務課長から説明する。

○学務課長 資料を1枚おめくりいただき、「東久留米市立小学校通学区域表」をご覧ください。これは、第四小学校が閉校した後の通学区域表である。第四小学校の学校名は削除しており、同校の通学区域については第六小学校と神宝小学校に統合されている。次のページの新旧対照表をご覧ください。第六小学校の通学区域の中で、上の原については「上の原一丁目2番、3番、5番」となっている。この区域を第四小学校の通学区域である「上の原一丁目1番、4番、6番並びに上の原二丁目」を加えた結果、第六小学校については「上の原一丁目、二丁目」と改正している。神宝小学校については、「神宝町一丁目、二丁

目1番から8番」となっている。第四小学校の通学区域である神宝町二丁目9番から14番を加えた結果、神宝小学校についても「神宝町一丁目、二丁目」と改正している。また、通学区域の一部改正に伴い、調整区域を新たに設定している。別表第3（第4条関係）をご覧ください。「上の原二丁目5番」という区域は、本来、第六小学校の通学区域となっているが、「保護者の申し立てに基づく就学可能な学校として、神宝小学校への就学が可能な区域」として新たに設定したものである。資料最後の地図をご覧ください。黄色く塗ってある部分が新座市との境で、この区域が先ほど説明した上の原二丁目5番である。この区域について調整区域を設定した理由は、東久留米団地が建て替えにより柵をすることが考えられることから、通学路を確保することが困難なために神宝小学校への調整区域として設定したものである。

第五小学校から第二小学校への通学可能な調整区域については、資料の4枚目をご覧ください。「学園町一丁目8番74号」は第五小学校の通学区域であるが、保護者の申し立てに基づいて第二小学校への通学が可能な学校として、調整区域を設定したものである。この区域は自由学園の東側に面しており、近くに大型マンションがある関係で第二小学校への通学も可能な調整区域となっていることから、今回の8番74号についても、第五小学校から第二小学校への通学が可能な調整区域として設定したものである。

- 委員長 これでは質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し採決に入る。「議案第38号 東久留米市立学校通学区域に関する規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第38号は承認に決した。

◎その他

- 委員長 日程第6、その他に入る。事務局から何かあるか。
○総務課長 ない。
○委員長 ないようなので先に進む。

◎諸報告

- 委員長 日程第7、諸報告に入る。
○総務課長 諸報告については、先に「②平成23年度第4回市議会臨時会について」から報告させていただきたい。
○委員長 結構である。
○教育部長 7月20日に、第4回市議会臨時会が開催され、議案3本が審議された。議案第34号及び第35号は、税関係の議案について議会を招集する時間的余裕がないと認め、専決処分を行ったものについて承認を得るものである。議決結果であるが、第34号は賛成多数による承認、第35号は全員賛成による承認となっている。議案第36号は「東久留米市一般会計暫定補正予算（第1号）」である。議案の内容については、前回第7回教育委員会定例会において説明している。審議結果は賛成多数による可決である。これにより、8月1日から9月30日の2カ月間についての歳入見込みと、歳出について支出負担行為を要する行政運営上に必要な経費を盛り込んだ暫定予算が成立した。この補正予算の審議においては質疑も出ており、「習熟度別少人数指導実践研究推進事業の実施期間」「小・中学校クーラーの整備状況」「放射能汚染に関連して給食食材の安全性の関係」「小学校給食調理業務委託の導

入の効果等」についてのお尋ねがあった。

○委員長 この件については以上にとどめ、続いて、「①東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアル」の改訂についての説明を求める。

○学務課長 資料の「東久留米市立小・中学校給食危機管理マニュアルの改訂について」をご覧いただきたい。現在のマニュアルは、平成22年1月に改訂したものである。このときの改訂の主な理由は、小学校給食に民間委託の調理方式が導入され、今までのマニュアルでは実態に合わなくなる部分があること、さらに、アレルギー症状に対する対処が従前から変わってきたことなどが主な理由であった。また、異物混入に対する対応についてもヒヤリハット事例を設けるなど、児童・生徒や保護者に不安を与えることがないように注意を払ってきた。しかし、22年度に開催された第1回学校給食運営協議会に参加された保護者の方から、「事故だけではなくヒヤリハット事例についても情報公開すべきである」との意見が述べられ、また、市議会からもヒヤリハット事例の情報公開をもっと進めるべきとの意見が出ており、さらに、市民からも改訂を求める請願が出されて採択され、危機管理マニュアルの改訂が求められていた。このような状況を踏まえ、校長会の給食部会や栄養士会と調整し、今回の改訂版をまとめたところである。主な改訂内容については、マニュアルの15ページをご覧いただきたい。「(3)異物混入<ヒヤリハット事例>」については「①対応」と「②情報収集、連絡、管理」の内容について、それぞれ小・中学校ごとに新たに対応を改訂した。16ページの「2 事故別報告対象基準表」の中ではヒヤリハット事例については報告対象に含まないことになっていたが、年3回開催される学校給食運営協議会において、前年を集計期間とした「小中学校別報告件数」「混入物」「原因(判明したものに限り)」を学務課から報告すると改めた。

○委員長 この件は以上にとどめ、続いての報告を求める。

○総務課長 東久留米市内の空間放射線量の測定について報告する。資料の「東久留米市内の空間放射線量の測定について」をご覧いただきたい。東京電力福島第一原子力発電所の事故の後、市民の皆さんにより安心して生活していただけるように、市では小・中学校、児童館、保育園など、また、東口中央公園において空間放射線量を観測している。7月からは市の職員が測定を行っている。7月からは地域での空間放射線量測定を支援するため、東京都が確保した機器を希望する区市町村に貸与しているが、本市では1台の貸与を受けている。貸与機器の種類はDoseRAE2PRM-1200である。市が測定するのに先立ち、東京都が行った測定結果がある。6月16日(木)に、東久留米駅東口にある東口中央公園で東京都が測定した結果が載っている。地上1mと地表面(地上5cm)ということで、ともに0.06マイクログレイ/時となっているが、こういう測定結果が先ずはあったということである。その後、市が東京都から貸与された機器で測定を開始しているが、これは東京都が測定した機器とは同じものではない。一番下の表示単位の上の行に注意書きがあるが、東京都で比較実施したところ、市で測定した測定結果は東京都が測定した機器の結果に対して、地上では平均1.46倍、地上5cmでは1.39倍となっている。理由であるが、「この機器はガンマ線による個人の外部被ばくを管理するためのものであり、安全側に評価するよう調整されているため、実効線量より高めの数値を示す」ということであり、そういうことを前提に市で測定した数値をご覧いただきたい。市内の小・中学校では、7月15日から測定を開始している。次の資料には7月の市全体の測定結果が載っている。各学校の測定地点は校庭とプールサイ

ドであり、地表面1m、地表面5cmということで測定している。結果はホームページでも公表しているが、7月の測定結果では0.05から0.09までのマイクロシーベルトとなっている。この測定に関しては8月も引き続き実施している。

○委員長 機器によっては数値が異なるのか。

○総務課長 この機器は被ばくの安全を測るため、東京都からは「高目に設定されている」との説明を受けている。その数値が0.05から0.09マイクロシーベルトの範囲であった。

○委員長 震災前のデータはあるのか。

○総務課長 最初に測定した6月16日の市の数値は、東京都が測った0.06である。

○委員長 0.06ぐらいだと普通なのか。平常時、震災前もそのぐらいだったのか。

○総務課長 そのように理解している。放射線の基本的な考え方であるが、日本人の1人当たりの年間自然放射線量は1ミリシーベルトと言われている。1ミリシーベルトというのは1,000マイクロシーベルトであるが、年間1ミリシーベルトになるための測定近似値が0.24マイクロシーベルトで、一つの目安となっていると聞いている。放射線量の範囲としては、今回の測定結果では年間積算線量が1ミリシーベルトを超えた地点はない。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いての報告はあるか。

○生涯学習課長 東京国体の準備状況について報告する。先ほど、財務部による予算説明の中にもあったが、市民の開催機運の高揚を図るため、東京都が制度化した補助金を活用させていただき、実行委員会への補助金という形で交付させていただきながらPRに努めていくことになった。その実行委員会については、昨年5月に準備委員会という形で19人により設立している。国体の開催基準要項によると、開催する区市町村には実行委員会を組織する規定があり、本市においても準備委員会を実行委員会に改組・移行するための準備を進めている。具体的には、8月23日にスポーツセンターにおいて、実行委員会設立のための総会を開催する予定となっている。現在、委員には委嘱の依頼等の手続きを進めているが、規模としては80人から85人ぐらいで、市内さまざまな団体から代表を選んでいただき組織するものである。実行委員会の組織後に予算が通れば、開催のためのPR活動に努めていく。また、実行委員会の設立については、後ほどの教育委員会で報告していく。

◎閉会の宣告

○委員長 以上で第9回教育委員会臨時会を閉会する。

(午前10時09分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成23年8月9日

委員長 榎本隆司(自署)

署名委員 矢部晶代(自署)